

管理コード	具体的事業を案理するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係府庁
130070	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項第1号 同法施行規則第11条第11項	平成16年に、風力発電施設の新設等に係る許可基準を記し定められたことである。特別自然公園区域、特別地域及び海中公園区域等の地域内で行われるものでないこと。風力発電施設が主要な集積地から集積する場合は適切に行うべきであること。風力発電施設が山稜線等を穿する等眺望の対象に著しい影響を及ぼすものでないこと。野生動物等の生息又は生息上その種の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。風力発電施設の色彩、形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。風力発電施設の設置計画が定められており、周辺地域の地味管理がなされることとなること。風力発電施設に係る土地の形状変更規模が比較的小規模であると認められること。支障の程度が軽微であること。	国立公園内での風力発電施設設置については、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700KWから平成22年度までに10万KWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	兵庫県下で風力発電の適地を求めると、そのかなりの部分が自然公園区域と重なる。本県の温室効果ガス排出量を6%削減の目標を達成するためには、自然公園内における風力発電施設設置を認めることが不可欠である。また、風力発電に適した風の条件が得られる場所は、丘陵地や見通しの利(海岸が多いが、山の稜線を除く)これらの場所は、全体として風車の設置後においても周辺の風致・景観と調和することが多いと考えられる。このような周辺の風致景観と調和できない場合は、風致景観に関する規制の基準適用を除外することにより、風力発電施設の設置を促進することができる。	C	優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、人為的な影響を極力抑制し、指定当時の風致景観を極力維持する必要がある。そのため、風力発電についてその必要性を理解した上で、自然景観の保護や生物多様性の保全と地球温暖化防止への取組の両立を図るために平成16年に風力発電施設の設置等に係る許可基準を定めているところ。周辺の風致・景観との調和は、基準項目のひとつであり、他の項目にも適合する必要がある。このため、本件許可基準に基づいて個々の案件ごとに慎重に検討する必要があるため、提案は認められない。		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	温室効果ガス排出量の削減対策が進まない中で、風の条件のよい場所に風力発電施設を整備することは有効な対策のひとつであり、自然公園の中での風力発電施設の設置については、他の工作物と違って基本的に認める方向で特別扱いすべきである。また、風車は、他の工作物と異なり、自然の風景との親和性が高いという特性をもつ。これらのことを勘案して、自然公園内における風力発電施設の設置については、公益上必要かつその場所以外では目的を達成できない場合と同様に、景観に関する基準適用の除外を求める。	前回答のとおり、優れた自然の風景地として国家的見地から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、人為的な影響を極力抑制し、指定当時の風致景観を極力維持する必要がある。風力発電施設の設置は、大規模な土地の改変や風車による景観の変化に伴い、国立・国定公園の風致景観に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、風車は、他の工作物と異なり、自然の風景との親和性が高いという特性をもつ。これらのことを勘案して、自然公園内における風力発電施設の設置については、公益上必要かつその場所以外では目的を達成できない場合と同様に、景観に関する基準適用の除外を求める。よって、貴案の提案は認められない。	京都議定書で約束した我が国の温室効果ガス排出量の削減が一方向に進まない中、可能な限りあらゆる温暖化対策を講じていく必要がある。このような状況において、風力発電施設については単なる営利を目的とした施設ではなく、公的使命を負った施設として、その公益性を高く評価すべき時期にきていると考えられる。自然公園区域であっても、風車のある風景を、その土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、特別扱いして認めていくべきである。	前回答のとおり、国立・国定公園内においては、地球温暖化防止対策の一環としての風力発電についてその必要性を理解した上で、自然景観の保護や生物多様性の保全との両立を図るために、平成16年に風力発電施設の設置等に係る特別許可基準を定めたことである。優れた自然の風景地として国家的見地や公益的観点から保全上の意義を認められ指定された国立・国定公園においては、上記基準に従って、個々の案件ごとに慎重に検討していくことが必要であると考える。	108040	兵庫県	環境省	
130080	地域バイオマスの利用施設に関する特区	一般廃棄物処理法第7条第1項、第8条第1項	一般廃棄物のリサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり、リサイクルを行う必要がある。	地域バイオマス資源をエネルギーなどに変換して利用しようとする場合、その集積が廃棄物収集事業者に限定される。燃焼施設の設置が制限される。立地が制限される。などの制約があるが、これらの制約を取り除くことにより利用を円滑に進める	地域バイオマスの資源化(利活用)について、廃棄物処理事業者以外の各種ノウハウを持った事業者が参入し、地域経済が活性化するとともに、二酸化炭素の排出削減と地球温暖化防止効果などが期待される。	本提案にもあるとおり、リサイクルの効率的に推進していく必要があると考えるが、貴省が示している観点から、引き続き、低コスト化技術の実用に向けた取組などを行っていく必要があるものと考えている。	C	御提案内容については、前回答で述べたとおり、これを認めることは困難である。環境省においては、バイオマスの利活用について、技術開発の支援など効果的なリサイクルの開発・実用化を促進していることである。リサイクルの推進という観点からも、引き続き、低コスト化技術の実用に向けた取組などを行っていく必要があるものと考えている。		御提案内容については、前回答で述べたとおり、これを認めることは困難である。環境省においては、バイオマスの利活用について、技術開発の支援など効果的なリサイクルの開発・実用化を促進していることである。リサイクルの推進という観点からも、引き続き、低コスト化技術の実用に向けた取組などを行っていく必要があるものと考えている。	現行の資源化の議論は、地盤沈下、枯渇防止に関するものであり、排水及び排水量の保全に伴うエネルギー消費に関することが論じられていない。また、現状では温泉掘削時に動力容量を審査するのみで、どれ位の排水が行われているか継続的なモニタリングができていない。排水量を計測して一定期間の排水量を規制できれば、本来の目的に即した規制ができることにも、温泉排水に伴うエネルギー消費を削減することも可能になる。現状の動力容量から排水量の規制に転換するためには、不正防止のための新たな仕組みが必要であり、自治体では対応が難しい課題である。本件については、法改正も含めて国が率先してケーススタディを示すべき課題である。	110970	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省 環境省				
130090	温泉排水ポンプ(動力装置)の能力規制の見直し	温泉法第9条	温泉のゆわみ出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、都道府県知事に申請して許可を受けなければならないこと(自治事務)(温泉法第9条)。容量を規制している。これを受け、都道府県知事は、地質の構造、泉源の状態、温泉の開発状況等それぞれの地域の事情を踏まえ、適宜必要に応じて排水量の制限などの附帯を附加し、許可処分を行っているところである。	温泉を汲み上げる排湯ポンプは、地盤沈下、温泉源を保護するための温泉法においてポンプ動力の容量を規制している。これを受け、都道府県知事は、地質の構造、泉源の状態、温泉の開発状況等それぞれの地域の事情を踏まえ、適宜必要に応じて排水量の制限などの附帯を附加し、許可処分を行っているところである。	温泉法に定められている温泉の採取制限が都道府県知事の許可となり過大な規制となっている。分当りの排湯規制により浴槽への直接給湯に長時間を要する結果、貯湯槽を設置しなければならない問題がある。その結果、泉源法における泉源の対象となり排湯・保湯によるエネルギーの消費・減額による温泉成分の変化、衛生管理項目の増加など問題が発生している。温泉施設の動力規制において毎分、毎時、同量の排水を前提とした動力規制から日量規制(一日の排水量は同量あるが時間毎は一定でない)より貯湯槽を必要とせず排湯に長時間給湯できたためエネルギーを削減でき且、衛生面の向上も図れる。	E	本提案に係る動力の装置の許可事務は、都道府県知事の権限(自治事務)であるため、回答することはできない。	提案内容が温泉法(以下「法」)第10条の採取制限命令に関するものである場合は、都道府県知事の裁量により、1日当たりの排湯量をもって温泉の採取の制限を定めることは可能である。仮に、法第9条の動力装置の許可に関するものである場合は、法第4条に規定する周辺の温泉への影響等不許可事由の有無を確認し、その上で不許可事由を払却するに必要な範囲で、装置する動力装置の排水量や出力その他装置の詳細などの条件を付して許可することは可能であると解されている。御指摘のとおり、自然環境局長の私的懇談会である「温泉行政の諸課題に関する懇談会」の報告書において、掘削の許可等の基準に係る内容について国が一定の考え方を示すことを含め、温泉源保護に関する仕組み全体についての見直しが必要とされている。懇談会で指摘された論点について、11月から中央環境審議会にて議論を行っているところ。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	現行の温泉法の議論は、地盤沈下、枯渇防止に関するものであり、排水及び排水量の保全に伴うエネルギー消費に関することが論じられていない。また、現状では温泉掘削時に動力容量を審査するのみで、どれ位の排水が行われているか継続的なモニタリングができていない。排水量を計測して一定期間の排水量を規制できれば、本来の目的に即した規制ができることにも、温泉排水に伴うエネルギー消費を削減することも可能になる。現状の動力容量から排水量の規制に転換するためには、不正防止のための新たな仕組みが必要であり、自治体では対応が難しい課題である。本件については、法改正も含めて国が率先してケーススタディを示すべき課題である。	1109210	株式会社トリオン、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	環境省					
130100	焼酎排液からエネルギーを抽出できる規制緩和	廃棄物処理法第9条の4及び第15条の4の2	リサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり行う必要がある。	廃棄物処理法で規定されている「再生利用」に係る環境省の追加措置。排出と同時に処理するため「再生利用」のなかの漏れが発生しない。	酒造会社にプラントを設置することで、排液を回収することなく、アルコール分は工業用アルコール、排液中の有機物は固形燃料化することが出来る。	C	本提案の趣旨が明確でなく、具体的な中身が不明ではあるが、仮に再生利用認定制度についての御提案であれば、法令上にもあるとおり、再生利用を行うにあたり十分な生活環境の保全が担保されている必要がある。人材確保の困難な状況下での再生利用が成し遂げることが可能とは到底考えられない。漁業者及び水利権者の同意等については、廃棄物処理法上一切関係しない事項である。	提案内容は、焼酎廃液からエネルギーと固形燃料(有機物)を抽出する上にもあるとおり、再生利用を行うにあたり十分な生活環境の保全が担保されている必要がある。人材確保の困難な状況下での再生利用が成し遂げることが可能とは到底考えられない。漁業者及び水利権者の同意等については、廃棄物処理法上一切関係しない事項である。	再生利用を大規模・安定的に推進するための施策が求められる一方、処理施設の設置を巡る住民紛争が激化し、施設設置が非常に困難となっている中、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するため、A)再生品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないこと、B)こうした再生製品を生み出すためには、既存の生産設備を活用することが有効であり、その生産設備が、日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであること、C)広域的かつ大規模に再生利用が促進されること、等が確保される場合においては、国の認定により業及び施設設置の許可を不要とするといった規制緩和措置が必要と考えられ、再生利用認定制度が創設されたことである。以上のような背景から、生活環境の保全の確実な担保が可能である生産設備等において、大規模に再生利用を推進することが再生利用認定制度の趣旨となっている。これらの趣旨を担保して生活環境の保全を確保するため、再生利用認定制度の対象物に要件を設け、また、再生利用認定制度に係る諸々の要件を定めているところである。御提案の内容は、上記再生利用認定制度の趣旨とは異なるものであり、加えて、御提案の物は、再生利用認定制度の対象物の除外要件の「通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全に支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。よって、再生利用認定制度の対象とすることは適当ではない。		再生利用を大規模・安定的に推進するための施策が求められる一方、処理施設の設置を巡る住民紛争が激化し、施設設置が非常に困難となっている中、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するため、A)再生品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないこと、B)こうした再生製品を生み出すためには、既存の生産設備を活用することが有効であり、その生産設備が、日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであること、C)広域的かつ大規模に再生利用が促進されること、等が確保される場合においては、国の認定により業及び施設設置の許可を不要とするといった規制緩和措置が必要と考えられ、再生利用認定制度が創設されたことである。以上のような背景から、生活環境の保全の確実な担保が可能である生産設備等において、大規模に再生利用を推進することが再生利用認定制度の趣旨となっている。これらの趣旨を担保して生活環境の保全を確保するため、再生利用認定制度の対象物に要件を設け、また、再生利用認定制度に係る諸々の要件を定めているところである。御提案の内容は、上記再生利用認定制度の趣旨とは異なるものであり、加えて、御提案の物は、再生利用認定制度の対象物の除外要件の「通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全に支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。よって、再生利用認定制度の対象とすることは適当ではない。	1111020	株式会社環境基礎研究所	環境省				
130110	新エネルギー等利用義務量の引き上げ(ソーラー特区)	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第3条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することとを法律で義務付けている。電気事業者は、地域に関わらず行うことができるため、どの地域で新エネルギーで発電した電気を利用しても構わない。	現行法から算出される新エネルギー等電気の利用目標量について、地域独自の算定により引き上げる。	松山市は地球温暖化対策補償事業として、太陽光発電システム設置費補助、住宅用太陽熱利用システム設置費補助等を実施している。天候による太陽光発電に思えない地域であり、市民によるソーラーパネルの設置も進んでいる。この事業を持続的に推進するためには、電気事業者が太陽光発電を積極的に長期にわたって購入することが必要である。しかし、各電気事業者に課せられた利用義務量(2010年)に上乗せすることで引き上げる。それにより、太陽光発電余剰電力の買取の長期保障を促し、市の太陽光発電を中心とした環境施策の円滑な推進を図る。	C	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効果的に新エネルギーを導入するためにその発電に係る過剰的なコストを分担し、最終的には電気消費者に広くそのコスト負担を期待する制度である。その際、そもそも、電気事業者の需要地と供給地は、市の地域と関係なく存在するので、一定地域に限って義務量を定めることは困難。また、仮に一部地域に高い目標を設定し、導入を促進した場合、その導入促進に係る費用は他の地域を含めた消費者全体からの負担によってまかなわれるものとなり、不公平。このため、当該提案は特区制度になじむものではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電力事業者ごとに新エネルギー等の導入を義務づけており、本法に基づき地方ブロック単位で導入を義務づけることは困難。そもそも、電力事業者に対する導入義務は一律の割合を課すこととされている。現在電力事業者ごとに異なった義務割合を設定しているが、これは法施行前の新エネルギーの利用状況に応じた経過措置。仮に全国一律で導入義務を課すとしても、電力会社の供給地は地域ブロックではない。国において他の地域の電力会社やPPS(特定規模電気事業者)が電気を供給することが可能であり、実際に供給しているPPSもいる。)。このように、本法において地域ブロック単位に義務量を設定することとは困難。仮に、電力会社が地域単位で義務量を設定したとしても、当該地域について特別に高い電力料金を設定しない限り、その地域の新エネルギー導入コストは電力料金を他の地域の消費者により負担されることとなり、これは特区制度の趣旨とも適切ではないと想料。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電力事業者ごとに新エネルギー等の導入を義務づけており、本法に基づき地方ブロック単位で導入を義務づけることは困難。そもそも、電力事業者に対する導入義務は一律の割合を課すこととされている。現在電力事業者ごとに異なった義務割合を設定しているが、これは法施行前の新エネルギーの利用状況に応じた経過措置。仮に全国一律で導入義務を課すとしても、電力会社の供給地は地域ブロックではない。国において他の地域の電力会社やPPS(特定規模電気事業者)が電気を供給することが可能であり、実際に供給しているPPSもいる。)。このように、本法において地域ブロック単位に義務量を設定することとは困難。仮に、電力会社が地域単位で義務量を設定したとしても、当該地域について特別に高い電力料金を設定しない限り、その地域の新エネルギー導入コストは電力料金を他の地域の消費者により負担されることとなり、これは特区制度の趣旨とも適切ではないと想料。	1067020	松山市	経済産業省 環境省					